

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第25条の2、第26条の2に規定する保安林の指定又は解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積	備考
市	町	大字 (冠せず)	字	地番	実測			
陸前高田		小友町	谷地館	92番2	ha 0.4489		ha 0.1534	魚つき 保安林
陸前高田		小友町	谷地館	92番3	0.0018		0.0018	//
陸前高田		小友町	谷地館	111番1	0.3700		0.0076	//
合計					0.8207		0.1628	

添付書類

- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図（省略：計画書本体復興整備事業総括図による）
- 4 その他必要な書類
 - (1) 事業計画書(転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書)
 - (2) 代替施設計画書（転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書）
 - (3) 他法令による許認可証書等の書類写し
 - (4) 現況写真
 - (5) 保安林解除図（地籍測量図）
 - (6) 事業施設配置図兼代替施設配置図
 - (7) その他参考となるべき事項

注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

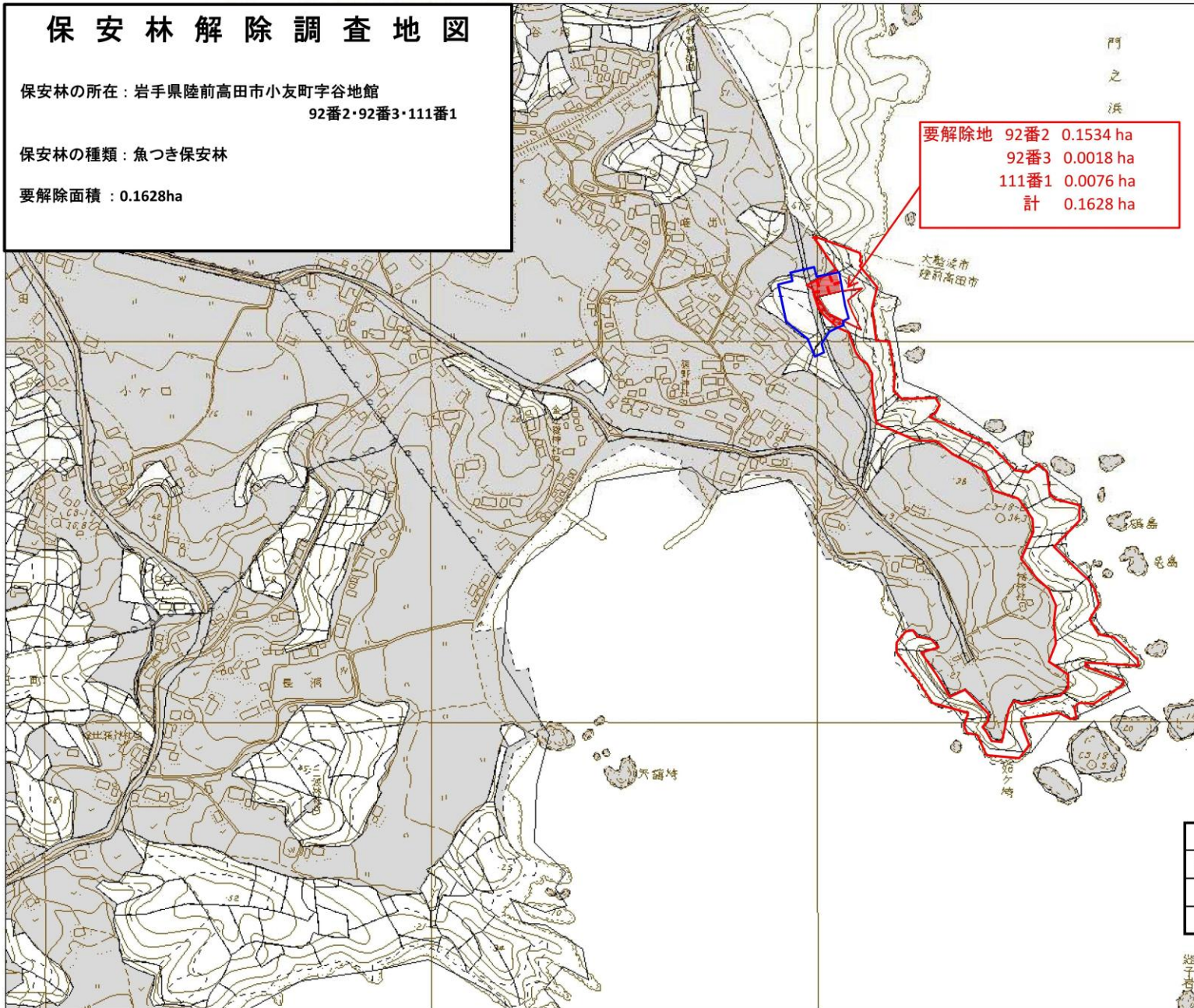
保安林解除調査地図

保安林の所在：岩手県陸前高田市小友町字谷地館
92番2・92番3・111番1

保安林の種類：魚つき保安林

要解除面積：0.1628ha

要解除地 92番2 0.1534 ha
92番3 0.0018 ha
111番1 0.0076 ha
計 0.1628 ha



凡 例	
要保安林解除箇所	
既設保安林	
事業区域	

0 100 200 300 400 500メートル

保安林解除調査地図

保安林の所在：岩手県陸前高田市小友町字谷地館
92番2・92番3・111番1

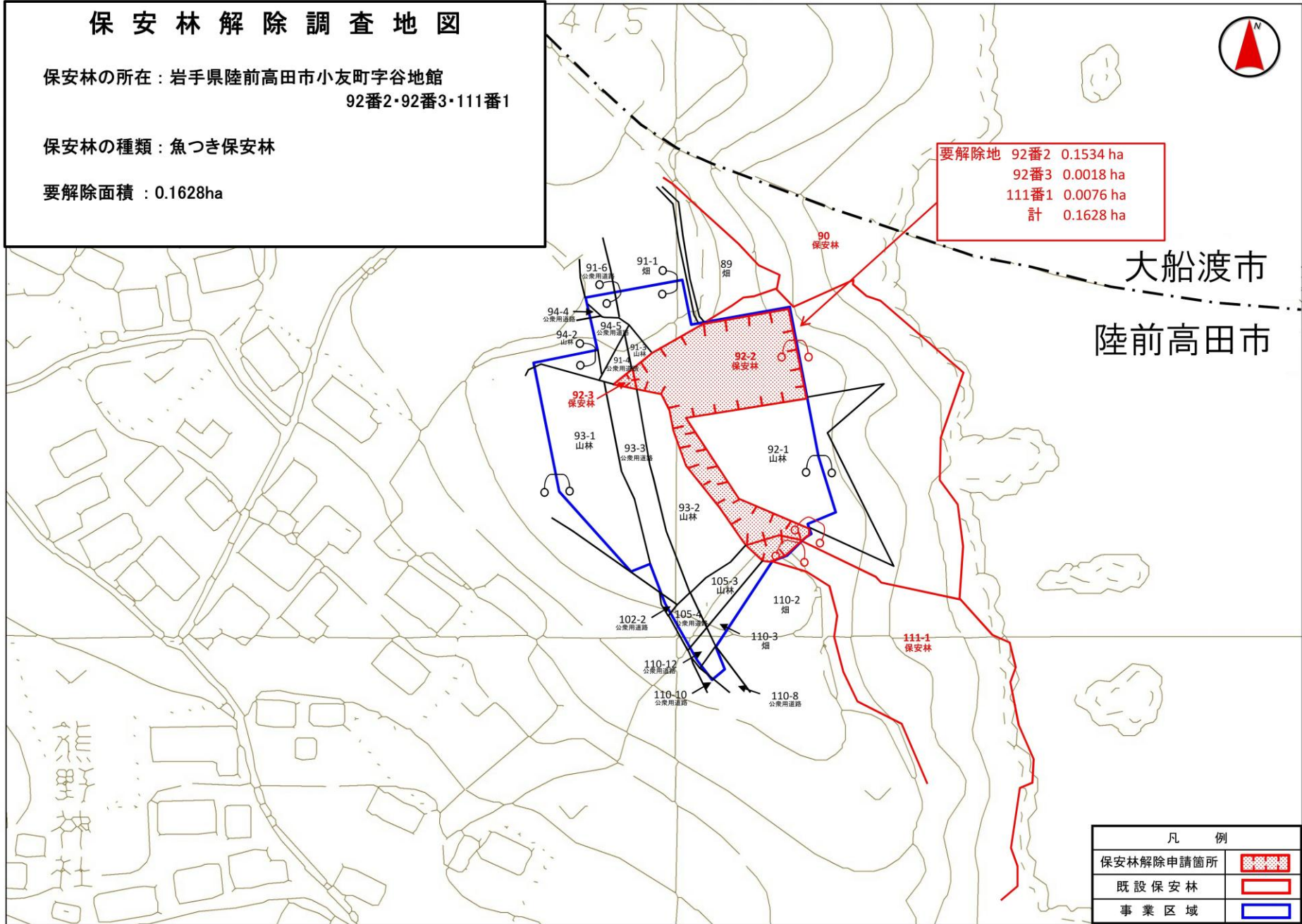
保安林の種類：魚つき保安林

要解除面積：0.1628ha

要解除地 92番2 0.1534 ha
92番3 0.0018 ha
111番1 0.0076 ha
計 0.1628 ha



大船渡市
陸前高田市



凡 例	
保安林解除申請箇所	
既設保安林	
事業区域	



事業施設配置図兼代替施設配置図

S=1:1000

事業区域面積 A=0.6189ha (保安林解除面積A=0.1628ha)

施設数量表

種類	用途	構造	規模	数量	単位	摘要
法面工	法面保護	植生基材吹付	129	35 94	m	①
舗装工	車道	アスファルト	1,025	335 690	m	②
	歩道	アスファルト	141	69 72	m	③
擁壁工	L型擁壁	道路用	100	54 46	m	④
		歩道用	620	169 454	m	〃
水路工	U型水路	U-300	420	112 308	m	⑤
	U型水路	U-300	89	49 40	m	〃
	横断水路	U-300	16	6 10	m	〃
	集水枡		13	3 10	箇所	〃
安全施設工	転落防護柵	H=1.10	57	0 57	m	⑥
給水工	配水管	Peφ50	110	57 53	m	⑦
	給水装置	Peφ20	12	3 9	箇所	〃
防火水槽		容量40m ³	1	0 1	箇所	⑧
仮設工	土のう		1	1 1	式	〃

道路開設 110m (保安林内 57m)

法面工	129m ²	(保安林内 35m ²)
舗装工(車道)	1,025m ²	(保安林内 335m ²)
舗装工(歩道)	141m ²	(保安林内 69m ²)
L型擁壁(道路用)	100m	(保安林内 54m)
L型擁壁(宅地用)	620m	(保安林内 166m)
U型水路(車道用)	420m	(保安林内 112m)
U型水路(歩道用)	89m	(保安林内 49m)
横断水路(U-300)	16m	(保安林内 6m)

集水枡	13箇所	(保安林内 3箇所)
転落防護柵(H=1.10)	57m	(保安林内 -)
給水工(配水管)	110m	(保安林内 57m)
給水工(給水装置)	12箇所	(保安林内 3箇所)
防火水槽	1箇所	(保安林内 -)
仮設工(土のう)	1式	(保安林内 1式)

凡 例	
保安林解除箇所	
既設保安林	
事業区域	
保安林以外の筆界	
道路(区画道路)	
歩行者専用道路	
公共用地	
住宅地	
公共・公益施設	
L型擁壁	